

# とくし 令和6年度本宮市篤志奨学資金

## 奨学生募集の案内

本宮市篤志奨学資金は、進学<sup>とくし</sup>の意志と能力を有しながら、経済的理由により修学困難と認められる方に対して奨学資金を給与し、もって教育の機会均等を図り、有為な人材を育成することを目的としています。

### 1 募集人員

短期大学、大学、大学院奨学生（令和6年度進学予定者 または 在学者）

### 2 給与月額

月々**10,000円**を給与します（通学形態や公立・私立による区分はありません）。

なお、返還の必要はありませんが、不正に受給していたことが判明したときは、返還していただくことがあります。

### 3 給与期間

令和6年4月分から在学する学校の正規の修学期間

### 4 申込方法

申請書に必要な書類を添えて、本宮市教育委員会 教育部 教育総務課へ提出してください。

**申込開始：令和5年10月 2日(月)**

**申込期限：令和6年 1月19日(金)**

※ 募集定員に達していない場合は申込期限を過ぎても申し込むことができますが、申し込み時期により年間給与額が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

## 5 採用の決定

申請書類により総合的に判断します。なお、採否については、2月末までに通知します。

## 6 給与方法

奨学生本人の指定口座に6ヵ月ごとに振込となります。1回目の振込は4月、2回目は10月と半年ごとに振込みます。

## 7 応募資格

(1) 次に掲げる条件を具備していること。

- ① 令和6年度に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する短期大学、大学及び大学院に在学、若しくは進学を予定する者。
  - ② 短期大学、大学及び大学院に入学するまで、又は入学の目的をもって住所を移転するまで、1年以上本宮市に住民登録をしていたこと。
  - ③ 経済的理由により修学が困難と認められること。
  - ④ 向上心があり学術に優れ、品行方正であること。
- ※ 他の団体等が実施する奨学金制度との併用については制限しません。

(2) 次に掲げるすべての基準を満たしていること。

① 学力基準について

5段階の評定方法により、進学前に在籍していた高等学校等における1・2年(既に卒業している場合は最終2か年)の全履修科目の学習成績の平均値が**3.5以上**であること。

② 所得基準について

奨学資金申請者の同一世帯人員において、所得のある方すべての合計所得金額が規定する所得基準額以下であること。

(詳細は、別紙「所得基準について」をご覧ください。)

## 8 必要書類

申請者は、次の書類をそろえて、本宮市教育委員会へ提出してください。

① 本宮市篤志奨学資金給与申請書（様式第1号）

- ※ 楷書で記入してください。
- ※ 本籍及び現住所は番地まで正確に記入してください。
- ※ 申請者の住所は現在居住している住所を記入してください。
- ※ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。（修正ペン、修正テープの使用不可）

② 本宮市篤志奨学資金奨学生推薦調書（様式第2号）

- ※ 進学前に在籍している学校（高等学校等）に記載を依頼してください。

③ 住民票の写し（世帯全員のもの）又は、登録原票記載事項証明書（外国籍の方）

- ※ 同一生計内で、住所を異にしている場合（単身赴任等）についても、提出してください。
- ※ 戸籍謄本は不可です。

④ 令和5年度（令和4年分）所得金額等証明書

世帯員（学生を除く）全員分を提出してください。（無職、年金受給者を含む）

- ※ 同一生計者が単身赴任等により居所が異なる場合でも提出が必要です。
- ※ 生活保護費を受給されている方も提出してください。

⑤ その他

- ・ 奨学生として採用決定後、『誓約書』（様式第4号）を提出していただきます。
- ・ 奨学資金給与後卒業するまで、毎学年末に、『家庭状況報告書』（様式第5号）に『成績証明書』を添えて提出していただきます。

### お問い合わせ先

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地  
本宮市教育委員会 教育部 教育総務課 総務係  
Tel : 0243-24-5441 Fax : 0243-34-3138  
E-mail kyouikusoumu@city.motomiya.lg.jp